

Q983. 管理監督者の賃金等の待遇について、どのような点に留意すればいいですか？

管理監督者は、労働時間の枠組みに縛られることなく勤務することが要請されることから、そのような業務遂行が求められたとしても保護に欠けることのない待遇がなされている必要があります。

具体的には、定期に支給される基本給やその他の手当において、その地位にふさわしい待遇を受けているか、賞与など一時金の支給率やその算定基礎において一般労働者に比べて優遇されているかなどに留意する必要があります。

一般労働者との間に優位な待遇差が設けられている場合には、管理監督者性を肯定する一事情として考慮されると考えます。他方で、一般労働者との間で優位な差が設けられていなかったり、時間外手当等を支給した場合と比較して待遇が下がっているような場合には、管理監督者性が否定される方向に働くと考えます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成